

## 宅配ロッカーの使用細則

第1条 組合員及び占有者並びにその家族（以下「居住者」という）に宅配ロッカー（不在時に各種配達小荷物を居住者等に代わって受け取ることができる装置）を使用できるものとする。

第2条 居住者が在宅の場合は使用できないものとする。

第3条 次に掲げるものはロッカーに保管することができない。

①重さが30kg以上のものまたは、下記表の寸法以上のもの。

ロッカー番号	奥行 (mm)	幅 (mm)	高さ (mm)
1・2	570	430	260
3・4・5・6	570	430	560
7	570	430	1760

②動物。

③発火、引火、爆発時の危険物、劇薬及び悪臭を発する物品。

④現金及び株券・債権等の有価証券、宝石・貴金属類。

⑤犯罪の用に供される恐れのあるもの、その他公序良俗に反するもの。

⑥生鮮食料品、その他腐敗変質しやすいもの。

⑦封筒、葉書類。

⑧販売サンプル等受取人の不特定なもの。

⑨ロッカーの汚損または破損する恐れのあるもの。

⑩その他保管に適さないと認められるもの。

第4条 保管品が前項に該当する疑いのある時は、株式会社フルタイムシステムがロッカーを開扉の上、実情に応じ保管品を開函、廃棄する等適当な処置をとることができる。

第5条 保管期間は、保管開始の日から4日間とする。

第6条 保管期間が経過したにもかかわらず、保管品の引き取りがない場合は、メンテナンス業者がロッカーを開扉の上、保管品を保管、廃棄する等の処置をとることができる。

第7条 株式会社フルタイムシステムが一定期間ごとにロッカーを開扉の上、清掃を行うことができる。

第8条 居住者が故意または過失によりロッカーを破損した場合は、当該居住者等はその損害を賠償しなければならない。

第9条 ロッカーは居住者が不在時に各種配達小荷物を居住者に代わって受け取るものであるため、ロッカーが発行する預かり印によって受け取りを代行させることができる。

第10条 居住者は、入居者名簿を株式会社フルタイムシステムに提出しなければならない。また、居住者の変更があった場合は、速やかにその旨をメンテナンス業者に知らせなければならない。

第11条 使用者カードは、当初の区分所有者には規定枚数が無償で交付されるが、新たに譲渡貸与等で居住者となった者の使用者カードの発行は有償となる。また、入居者名簿を提出されない居住者には使用者カードは発行されない。

第12条 居住者が使用者カードを紛失した場合は、直ちに株式会社フルタイムシステムに届け出をし、再発行の手続きを受けるものとする。尚、再発行の手続き費用は有償となる。

第13条 ロッカー内の保管品が盗難、破損等の損害を生じてもメンテナンス業者はその責任を負わないものとする。

第14条 本規則に定めない事項が生じたときは、管理組合で協議し決定する。